

売却区分番号	東京局3354-1		
見積価額	¥1,600,000	公売保証金	¥160,000
財産の表示	<p>1 ゴルフ会員権 浜野ゴルフクラブに係る正会員権（ゴルフ場及び付属施設の優先的利用権並びに株式会社浜野ゴルフクラブに預託した会員資格預託金の返還請求権） 数量 1</p> <p>2 株券（譲渡制限付） 発行会社 株式会社浜野ゴルフクラブ 数量 2株</p>		
登録番号	A第1184号	会員権の種類	正会員
登録年月日	平成27年11月22日	預託金の額	91,200円
経営会社	株式会社浜野ゴルフクラブ		
交通機関	JR（東日本）外房線 誉田駅 南方約4.6km		
譲渡承認	株式会社浜野ゴルフクラブ取締役会及び浜野ゴルフクラブ理事会の承認が必要です。		
名義書換手数料	2,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。令和6年2月20日現在）		
年会費	66,000円	左記の調査時期	令和6年2月20日現在
未納年会費	198,000円	左記の調査時期	令和6年2月20日現在
特記事項	<p>1 対象物件2には株式会社浜野ゴルフクラブが発行した預託金証書を含みます。</p> <p>2 名義書換手続は、名義書換書類一式を浜野ゴルフクラブに提出後、同クラブ側で書類確認後にゴルフ場での面談を含む入会審査が実施されます。</p> <p>3 浜野ゴルフクラブ理事会及び株式会社浜野ゴルフクラブ取締役会の譲渡承認が得られない場合は、売却決定を取り消します。ただし、名義変更などの請求手続を正当な理由なく1年以上行わなかった場合などにおいては、この限りではありません。</p> <p>4 権利移転に伴う名義書換手続は、買受人において行うことになり、名義書換手数料は、買受人が負担することになります。</p> <p>5 未納年会費は、買受人が負担することになり、未納年会費を支払わなければ名義書換手続を行うことができません。</p> <p>6 名義書換の際、浜野ゴルフクラブに3年以上在籍する正会員1名の推薦が必要です。</p> <p>7 浜野ゴルフクラブクラブの「会則」、「細則」及び「入退会規約」は、「公売公告・別紙3」のとおり。</p> <p>8 買受人が女性または外国籍者の場合、入会が制限される場合がありますので、事前に浜野ゴルフクラブにご確認をお願いいたします。また、満20歳未満の者については入会できません。</p> <p>9 株式会社浜野ゴルフクラブの連絡先 千葉県市原市永吉937 電話番号0436-52-3111</p>		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
留意事項	この財産は、「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売されます。その他の公売条件等は、公売公告別紙を参照してください。 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるも		

売却区分番号	東京局3354-1		
見積価額	¥1,600,000	公売保証金	¥160,000
	<p>については、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		
引渡条件	<p>対象物件2は、原則として東京国税局庁舎内で直接引き渡します。          なお、対象物件2は有価証券のため、宅配業者に荷受けを拒絶されます。郵送にて引き渡しを希望される方は、書留郵便で送付しますので、郵便切手を貼付した返信用封筒をご送付ください。</p>		